

梅花女子大学 研究活動に関する不正防止計画

制定 2015年9月 9日

改正 2018年8月 8日

研究活動に関する不正を未然に防止するため、不正防止計画の策定・実施について、次の通り定める。

(1) 不正防止計画推進部の設置

研究活動における不正を未然に防止するため、教育・研究支援センターを不正防止計画推進部とし、研究倫理教育責任者を置き、本学の研究に係る倫理教育と管理について、学長を補佐するとともに、定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

【構成員】教育・研究支援センター長（研究倫理教育責任者）、GM、センター職員

(2) 不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
ルールの明確化・統一化	補助条件や学内使用ルールについて理解・認識が不足している。	説明会の実施やルールブックの配付など、運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。
職務権限の明確化	責任の所在が不明確である。	「公的研究費の管理・監査の実施体制」について明確に定め、学内外に周知・公表する。
関係者の意識向上	研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	公的研究費の運営・管理に関わるすべての教職員に対し、行動規範を策定し周知する。
研究データ保存・開示の義務化	第三者による検証可能性が確保されていない。	研究成果の発表において、根拠となる研究データの一定期間の保存および開示を義務化する。
納品検査の実施	実際に購入した物品と証憑書類の内容が異なっている。	研究者立会いのもとで納品検査を実施する。
予算執行状況調査の実施	予算執行状況を把握しておらず、執行が年度末等の特定時期に偏る。	定期的な収支簿の配付や、予算執行状況調査を行なう。
取引状況の確認	研究者と業者の関係が密接になり過ぎている。	特定の業者との取引が多い場合は、業者に誓約書を提出させ、必要に応じて研究者及び業者に取引状況の確認を行なう。
アルバイト出勤簿の管理	アルバイトの出勤管理が研究室だけで行なわれている。	出勤簿は原則として教育・研究支援センターで管理する。
内部監査の実施	チェック体制が整っていない。	定期的に通常監査・特別監査を実施する。

相談窓口・通報窓口の設置	公的研究費の事務処理手続きや使用ルール等について、相談窓口や通報窓口がない。	窓口を設置する。
管理・運営体制および使用ルールの見直し	体制・ルールと実態が乖離している。	より現実的かつ実効性のあるものになるよう、常に見直しを行なう。

(3) 不正防止に係る研究者の責務

- ①本学において研究を行う全ての研究者は、不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- ②本学において研究を行う全ての研究者は、定期的実施される研究倫理教育講習会や研究活動に係る法令等に関する説明会に参加し、受講しなければならない。

附 則 1 この規程は、2018 年 8月 8日から施行する。

2 この規定の改廃は、部長会の議を経て、学長が行うものとする。